

令和8年度配慮が必要な求職者向け合同企業説明会実施業務 企画提案仕様書

1 業務の名称

令和8年度配慮が必要な求職者向け合同企業説明会実施業務

2 業務の趣旨・目的

令和8年度から【別紙】モデル図に基づき、年齢や障害の有無にかかわらず、その能力や特性を生かしながら働くことができる企業を増やす、「多様性を受容する職場づくり事業」に取り組む。この事業では、県内企業向け支援、勤務労働条件等に配慮が必要な求職者向け支援及び双方のマッチング支援を行う。

本業務ではマッチング支援の1つとして、県内企業と高年齢者、障害者、就職氷河期世代など、勤務労働条件等に配慮が必要な求職者が出会い、次の選考ステップ（職場実習や面接等）に進めるための機会を提供するための合同企業説明会（以下「説明会」という。）を実施することとし、当該事業を委託する。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託料限度額

5,175,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

支払は完了払とする。

5 業務の概要及び目標

委託業務は次の3業務で構成し、各業務間の連関性を持たせて、県内企業と配慮が必要な求職者が出会い、次の選考ステップ（職場実習や面接等）に進めるものとすること。また、次のステップ（職場実習や面接等）に進めるにあたっては、企業と求職者の双方に対し、助言等の支援を行うことのできる支援機関と繋がり、後押しを受けることで、よりマッチング成果が高まることが期待されるため、必要に応じて、適した支援機関に繋ぐこと。

実施に当たっては目標値を設定し、効果制定方法及び実現のための提案を行うこと。

（1）説明会の開催

会場数：2か所以上

参加企業数：合計150社以上

（2）説明会の参加求職者募集のための広報

参加求職者数：合計300人以上

（3）説明会参加企業のフォローアップ調査

次の選考ステップ（職場実習や面接等）に進む求職者の応募があった企業数：合計75社以上

6 業務の内容

本仕様書に記載する県公式サイト等及び支援機関の定義は次のとおり。多くの求職者を説明会に参加させる工夫として、サイト等及び支援機関の活用方法・内容について提案すること。

＜県公式サイト等の定義＞

●県求人サイト「ひろしまワークス」

<https://www.hiroshimaworks.jp/>

●県雇用労働サイト「わーくわくネットひろしま」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/>

●Youtube チャンネル：【広島県雇用労働サイト】わーくわくネットひろしま

https://www.youtube.com/channel/UC_c5czTHNs2HjM8Jx96X8GA

<支援機関>

●県の就職相談窓口「働きたい人全力応援ステーション」(以下「はたすて」という。)

高齢者や就職氷河期世代、再就職・転職に対して悩みを抱える全世代の求職者を支援する相談窓口であり、広島県が委託して設置するもの。現在別途プロポーザル公募中「令和8年度働きたい人全力応援ステーション運営業務」による。)

<https://www.hatasute.jp/>

●地域若者サポートステーション(以下「サポステ」という。)

青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第23条に規定する無業青少年の職業生活における自立を支援するための施設であり、国と地方公共団体が共同設置するもの。県内には広島・広島北部・福山の3か所設置。

<https://saposute-net.mhlw.go.jp/>

●障害者就業・生活支援センター(以下「ナカポツ」という。)

障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う支援機関であり、広島県からの推薦を受けて国が委託して設置するもの。県内には8か所設置。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/wn500713.html#nakapotu>

(1) 説明会の開催

県内2か所以上で、令和8年7月～令和9年2月の間に説明会を開催すること。

ア 目的

配慮が必要な求職者が、複数の企業や未経験の職種に興味を持ち、適した支援機関の後押しも受けて、次の選考ステップ(職場実習や面接等)に応募するためのイベントを開催する。

イ 開催時期及び場所

令和8年7月～令和9年2月の間で、求職者のニーズに合わせて実施すること。

会場2か所以上はそれぞれ別の市町となることが望ましい。会場は受注者が確保し、費用を負担すること。

ウ 業務内容

(ア) 参加企業の確保・連絡調整

- ・「はたすて」の提案する参加候補企業リスト200社以上を県が提示し、受注者はその中から調整、交渉して対象求職者に適した求人を持つ企業を参加決定する。参加企業は目標で定めた数になるまで交渉を行うこととし、リストに不足がある場合は、受注者が提案することも可能とする。
- ・参加企業を公募することも可能とするが、想定する勤務労働条件等に配慮が必要な求職者が必要とする求人情報を持つ企業を基本とし、参加企業要件等は県と調整の上、定めること。
- ・参加企業の公募を行う場合のランディングページは、県が「わーくわくネットひろしま」内に作成するため、参加申込フォームを作成し、URLを提供すること。なお、募集案内は「ひろしまワークス」登録企業への一斉メールを県で行うことができる。
- ・参加が決定した企業に対しては、イベント当日の連絡調整を行い、次の選考ステップ(職場実習や面接等)への案内が行える準備を求める。なお、次の選考ステップは、職場見学・実習等を推奨する。
- ・参加企業は「ひろしまワークス」に企業情報及び求人情報を掲載することを必須とし、説明会参加までに掲載完了を求めるフォローを行うこと。

(イ) 参加求職者の募集・確保

- ・別途「6(2)説明会の参加求職者募集のための広報」で定めるとおりとする。

(ウ) イベントの企画運営

- ・対面会場型のブース訪問形式による説明会を基本として企画提案すること。参加求職者が見込める場合にはオンラインを組み合わせても良い。
- ・参加求職者が複数の企業の説明を聞くことで応募先の選択肢が広がり、これまでに考えていなかった職種についても興味関心を持つきっかけを提供できるよう工夫すること。
- ・転倒等リスク評価セルフチェック票（厚生労働省「エイジフレンドリーガイドライン」より）による体力チェックや職業準備性ピラミッド（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より）による職業生活における困難を見る化するセルフチェック、ジョブタグ（厚生労働省「職業情報提供サイト job tag」）による自己診断などの企画ブースや、支援機関の相談ブースを設けるなど、参加求職者が自分を客観的に把握し、適した支援機関と繋がるきっかけを提供できるよう工夫すること。
- ・当日の会場設営及び運営並びに資料作成、参加求職者や企業等への連絡調整、司会進行等その他のイベント運営に必要な業務を行うこと。
- ・イベントの円滑な進行ができるよう必要なスタッフを配置し、スタッフ用タイムテーブル等作成、スタッフの指揮監督を行うこと。
- ・報道機関からの取材に対しては、事前に県と相談の上、対応すること。
- ・イベントにおいて事故、急病等の緊急事態が発生した場合には、受注者の責任のもと、救急車の手配等適切な措置を講じるとともに、速やかに県へ報告すること。

（エ）県への報告等

- ・参加企業及び求職者に対して当日アンケートを実施し、その結果をまとめて県に報告すること。
- ・アンケートの内容は、県等と協議して決めること。

エ 提案内容

- ・求職者が参加しやすいイベント名称、実施日、プログラム及びタイムスケジュールを提案すること。また、実施日や実施会場ごとの参加企業数及び参加求職者数を提案すること。
- ・一番規模の大きい1例について、当日の運営が円滑に行える対面会場のレイアウト、必要な設備を提案すること。
- ・参加求職者が、企業・職種の選択肢を拡げるための工夫や、適した支援機関と繋がるための工夫、イベント後に次の選考ステップ（職場実習や面接等）に応募するための工夫などについて提案すること。
- ・当日アンケートの回答数を確保するための工夫や次回以降のイベントに活かすアンケート内容、分析及び活用方法などについて提案すること。

（2）説明会の参加求職者募集のための広報

配慮が必要な求職者を説明会に誘導する広報を行うこと。

ア 目的

配慮が必要な求職者を、「ひろしまワークス」内のランディングページに誘導し、6（1）のイベントに参加誘導するための広報を行う。

イ 目標

参加求職者数：合計300人以上

ウ 業務内容

（ア）各説明会におけるペルソナの設定

- ・参加求職者のターゲットは、勤務労働条件等に配慮が必要な求職者とし、各説明会におけるペルソナを設定すること。なお、勤務労働条件等に配慮が必要な求職者の想定は次のとおり。

勤務労働条件等に配慮が必要な求職者

（1）高年齢者

県内企業の人手不足において、従業員の年代別では若年層の不足感が強いのに対し、高年齢層は過剰と考える企業もいる。高年齢者の65歳までの安定した雇用の確保措置（法定義務）については概ね遵守されているものの、65歳から70歳までの就業機会の確保措置（努力義務）に

については、令和7年6月1日現在で32.2%と、全国平均値34.8%を下回っている。

(2) 障害者

民間企業の障害者の法定雇用率は令和8年7月に2.7%に引き上げられる。令和7年6月1日現在の県内企業の実雇用率は2.54%（同時点の法定雇用率2.5%は達成、前年同値）と伸びが見られず、法定雇用率達成企業割合は48.9%（前年比0.2pt減）となっている。

一方、県内ハローワークへの障害者の新規求職申込件数は、近年、増加しており、特に、精神障害者の求職者が多い。

(3) 就職氷河期世代など

就職氷河期世代や中途退学等によるひきこもり等、転職市場では職歴に空白期間があること等を理由に書類選考が通らず、面接選考に進めない事例もある。また本人が希望する職種に求められる能力が不足していたり、募集求人の少ない職種である場合は、未経験職種への転換を後押しすることで就職に結びつく可能性が高まる。

(イ) イベントランディングページ用メインビジュアルの作成

- ・イベントランディングページは県が「ひろしまワークス」内に作成するため、バナーデザイン（WEB広告クリエイティブと連動するサイトメインビジュアル）を作成し、提供すること。

(ウ) イベント申込みフォームの作成

- ・イベント申込みフォームを受注者が作成し、県がそのURLをランディングページに設置する。申込みフォームで事前に入力を求める内容については、県等と協議して決めるここと。

(エ) WEB広告の実施

- ・イベント告知に係るWEB広報を実施し、ランディングページへ誘導すること。また、パラメーターを設定するなど、成果を分析できるように実施すること。

(オ) チラシの配布

- ・支援機関やハローワーク等で広報に使用するチラシを作成すること。配布数は以下を参考とし、発送に必要な費用も負担すること。

（参考）発送先機関及び配布数：全体数1,500部のとき

- ・市町：500部（23市町×10～30部）
- ・ハローワーク（マザーズハローワーク等含む）：500部（19か所×10～100部）
- ・はたすて：150部（2拠点×50～100部）
- ・サポステ：50部（3か所×10～20部）
- ・ナカポツ：150部（8か所×10～20部）
- ・その他支援機関：150部（約10か所×10～20部）

(カ) 県への報告等

- ・WEB広告配信前にシミュレーションを提示し、配信期間終了後1週間以内に分析レポートを報告すること。分析にあたっては、WEB広告によるランディングページへの流入及びCV率等を分析すること。なお、GAでの分析を実施する場合は、プロパティを作成したうえで、測定IDを提供すること。
- ・求職者の申込状況については、隨時、県に報告すること。

エ 提案内容

- ・参加求職者を確保するための具体的手法及び手法ごとに見込まれるランディングページへの誘導アクティビティユーザー数及び参加者数の目標をシミュレーション提案すること。なお、チラシについてはデザイン数と配布先、配布部数についても言及すること。
- ・ランディングページからイベント参加を促すための工夫（「ひろしまワークス」上で県が作成するランディングページへのアドバイス等）について提案すること。

（3）説明会参加企業のフォローアップ調査

説明会参加企業に対し、次の選考ステップ（職場実習や面接等）への誘導数や採用実績数等の事後調

査を行うとともに、採用課題について聞き取り、支援機関に繋ぐこと。

ア 目的

説明会参加企業のマッチング成果を高めるため、イベントからの誘導数や採用実績数等を把握し、「はたすて」により継続支援する。

イ 実施時期

イベント開催後3か月以内

ウ 業務内容

(ア) 事後調査の企画運営

- ・事後調査の内容は、イベント当日のブース訪問者数、その次のステップ別（職場実習や面接等）の応募者数・参加者数、就職決定者数を基本とし、採用課題に関する項目についても調査する。
- ・事後調査の内容は、県等と協議して決めること。

(イ) 県への報告等

- ・事後調査の結果は、まとめて県に報告すること。県は「はたすて」の企業支援に情報を共有し、特に成果が上がっていない企業について、マッチング支援を追加実施する。

エ 提案内容

- ・事後調査の回答数を確保するための工夫やフォローアップに活かす調査内容、分析及び活用方法などについて提案すること。
- ・説明会参加企業のマッチング成果を高めるためのフォローアップの工夫について提案すること。

7 実施体制の確保について

受注者は、委託業務の実施にあたり、必要な要員や資材等を確保・配置するとともに、責任者及び副責任者を明らかにすること。

8 委託業務の対象となる経費

委託業務の対象となる経費は、委託業務を遂行するために必要な経費の内、受注者における通常業務と区分して経理することが可能な経費とする。

(1) 経費区分

ア 人件費

イ 旅費

ウ 通信運搬費

エ 会場借上、会場設備・備品使用料

オ 通信機器等使用料

カ 事務用品等消耗品購入費（購入金額が10万円未満のもの）

キ 求職者募集広告費、広告物制作・印刷費

ク その他県が必要と認めた経費

(2) 留意事項

委託業務に係る会計帳簿類や支出内容を確認できる証拠書類を整備し、適正な会計処理を行うこと。

9 成果物・実績報告書等の提出

本事業の終了にあたっては、令和9年4月9日までに、事業実績結果を取りまとめた実施報告書を提出すること。

10 著作権の帰属

(1) 本業務の全ての成果物に係る著作権、所有権その他の権利は県に帰属し、受注者は、県が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、著作者人格権を行使しないものとする。

- (2) 県は、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果物の使用（加工を含む。）を許諾できるものとする。
- (3) 本業務の作成に必要な許諾取得は受注者で行うものとする。

11 その他留意事項

- (1) 県との連絡調整を十分に行い、円滑な運営ができるよう協力すること。また、必要に応じて適宜、県が行う関連他事業との連携・調整を図るよう努めること。
- (2) 打合せの必要が生じた場合、受注者は県の求めに即時に対応すること。
- (3) 受注者は、本業務により知り得た企業等の情報を適切に管理するとともに、業務上の秘密を保持しなければならない。
- (4) 本仕様書に定めた事項はすべて予定として記載したものであり、県は、本業務の実施過程において、本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受注者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受注者は委託料の範囲内において、仕様の変更に応じること。
- (5) 契約の締結等の手続き、打合せ等業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限りすべて受注者の負担とする。
- (6) 受注者は、本業務の実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (7) 受注者は、委託業務上発生した障害や事故については、大小に問わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (8) 受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供を行ってはならない。
- (9) 受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）における個人情報の取扱いに当たっては個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。また、別紙の「機密情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守し、適切に管理を行うこと。
なお、本事業受託期間終了後に県の指示に基づいて適切に返却又は破棄すること。
- (10) 本事業の全ての業務において、適宜、県と協議・調整の上、効果的に実施すること。その他、本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、県と受注者の協議により定めるものとする。
- (11) 脆弱性対策等の実施
受注者は、本業務を実施するにあたり、情報システムを使用する場合について、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。
また、受注者は情報システムに対する不正アクセス、コンピュータウイルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するための必要な措置を講ずるものとする。
- (12) 仕様書6（2）ウ（ウ）のイベント申込フォームのシステムについては、ISMAPクラウドサービスリスト掲載のもの等、広島県セキュリティポリシーを満たす又はそれに相当する安全性を持つと認められるものとすること。